

## 会議録

附属機関又は 会議体の名称		第9回 豊島区景観審議会
事務局(担当課)		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和元年7月23日(火) 17時00分～18時30分
開催場所		第1委員会室(本庁舎8階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 諮問7 豊島区景観形成ガイドライン(公共空間編)の 策定について 諮問8 豊島区景観形成ガイドライン(建築物編)雑司 が谷地域景観形成特別地区 追録編 の策定につ いて 報告1 平成30年度アートトイレ・プロジェクトの色彩 について 報告2 平成30年度景観まちづくりの実績報告について 報告3 令和元年度景観まちづくりの活動予定について 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	(学識経験者) 後藤 春彦(早稲田大学大学院創造理工学研究 科教授)・志村 秀明(芝浦工業大学工学 部建築学科教授)・加藤 幸枝(有限会社ク リマ取締役) (関係団体) 外山 克己(豊島区町会連合会副会長)・足 立 勲(豊島区商店街連合会会長)・石坂 美 穂(豊島区観光協会監事)・小山 清弘(東 京都建築士事務所協会豊島支部支部長)・川 野 恵可(公益財団法人東京屋外広告協会) (区議会議員) 芳賀 竜朗・元谷 ゆりな・川瀬さなえ・ わがい 哲代・小林 弘明 (区 民) 佐野 佐知子・西澤 利夫 (区 職 員) 呉 祐一郎(副区長)
	幹事	都市整備部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長
	事務局	事務局・都市計画課都市計画グループ
欠席者	委員	篠沢 健太(工学院大学建築学部まちづくり学科教授)、村 木 美貴(千葉大学大学院工学研究科教授)・荒井 歩(東京 農業大学地域環境科学部造園科学科准教授)・渡邊 裕之(豊 島区建設業協会会長)・西山 陽介
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、環境清掃部長、 教育部長
傍聴人数		0名

## 審議経過

### 1. 開会

(都市計画課長)

- ・定刻になりましたので、第9回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・議事に先立ちまして、新たに委員になられた方をご紹介します。  
豊島区町会連合会副会長、外山克己委員。豊島区議会都民ファーストの会豊島区議団・民主の会、元谷ゆりな委員。豊島区議会立憲民主党としま、川瀬さなえ委員。豊島区議会無所属の会、わがい哲代委員。
- ・以上、4名でございます。なお、新任委員の任期につきましては、豊島区景観条例第28条第2項に基づき、前任者の在任期間である令和2年3月31日まででございます。委嘱状の交付につきましては、大変恐縮ではございますが、時間の都合もございますので、机上に配付をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・それでは、以降の進行は、後藤会長にお願いいたします。

(後藤会長)

- ・お手元の議事日程に従いまして、進行してまいります。まず、本日の委員の出席状況について、事務局よりご報告ください。

(都市計画課長)

- ・篠沢委員、村木委員、荒井委員、渡邊委員、及び西山委員からご欠席の旨、また、志村委員及び川野委員より遅れていらっしゃる旨、ご連絡をいただいております。
- ・委員の半数以上にご出席いただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数は満たしていること、併せてご報告いたします。

(後藤会長)

- ・本日の議事について、事務局より説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

< 議事の説明 >

- ・早速ではございますが、諮問案件につきまして、呉副区长より後藤会長へ諮問文をお渡ししたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(呉副区长)

- ・令和元年7月23日、豊島区景観審議会会長、後藤春彦様。諮問第7号、豊島

区景観形成ガイドライン（公共空間編）の策定について及び諮問第8号豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）雑司が谷地域景観形成特別地区追録編の策定について。

- ・以上、諮問2件をさせていただきます。豊島区長、高野之夫。
- ・どうぞよろしく願いいたします。

（都市計画課長）

- ・ありがとうございました。皆様におかれましては、諮問文の写しを机上に配付させていただいておりますのでご確認ください。
- ・それでは、呉副区长のご挨拶をさせていただきます。

（呉副区长）

- ・副区长の呉でございます。冒頭にお礼も兼ねまして一言ご挨拶をさせていただきます。本日は、大変お忙しいところ多くの委員の皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいま、2件、後藤会長に諮問させていただきました。現在、豊島区は特にこの池袋駅周辺におきまして、多くの事業が展開されています。
- ・この区役所は4年前に移転をしましたが、現在、その跡地の開発が進んでおります。そこでは、H a r e z a池袋という名前をつけまして、三つの建物と一つの公園の整備が進められており、本年11月には公園と区立芸術文化劇場を含む2棟の建物がオープンします。残りの1棟についても、来年のオリンピック前までにはオープンするというような状況です。
- ・池袋駅西口公園については、現在、改修の工事をしておりまして、こちらも11月にはオープンができる予定です。この区役所のそばに3年前にできました南池袋公園、特に若い年代の方を中心に非常に多くの人が集まるようになりまして、にぎわいをみせております。その周辺のグリーン大通りや寺町通りにおいても、人がより歩きやすく楽しめるようなしつらえにするような工事を今、進めております。
- ・また、H a r e z a池袋から南池袋公園やグリーン大通りにつながる南北の区道については、今後、非常に多くの方の通行が見込まれますので、歩行者中心の空間・道路にしていくため、そこに来る現在の自動車・トラック等の交通や、駐車場の配置等についての議論も行っているところです。
- ・これまでの池袋は、駅周辺やサンシャインシティ周辺が賑わいの中心でしたが、その賑わいの範囲を広げ、多くの方々がまちを広く楽しんでいただけるように、

また、歩行者中心のまちに変えていくための取り組みを区では進めております。

- ・景観まちづくりにつきましても、その動きと併せる形で、より推進していくことが重要になると考えております。池袋のまちの魅力は、多様性にあふれることであるという評価もございますが、その一方で、余り無秩序なものは望ましくないと考えております。両者のバランスを取るのとは簡単なことではないと思いますが、これからの池袋に合った景観整備に向けて、ぜひまた先生方のご意見をいただきたいと思いますと思っております。

(都市計画課長)

- ・ありがとうございました。なお、呉副区長につきましては、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。よろしくご了承ください。

(後藤会長)

- ・事務局より資料の確認と傍聴希望者の有無について、ご報告ください。

(都市計画課長)

<議事の説明>

- ・引き続き、傍聴希望者でございますが、本日の傍聴希望はおりません。

## 2. 議事

### 諮問7 豊島区景観形成ガイドライン（公共空間編）の策定について

(事務局)

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

(後藤会長)

- ・新任の委員の方もいらっしゃるなので、私から補足します。豊島区では平成28年3月に景観計画を策定しました。これは、豊島区における景観づくりの最も基本となる計画です。ただ、刻々と社会が変化することを踏まえ、平成30年に計画の一部を改訂しました。
- ・これとは別に、さらに具体的な景観を整えていくためのツールとして、ガイドラインを策定しており、現在までに建築物編と屋外広告物編という二つを策定しております。これは、民間事業者に対するお願いの色合いが強いものですが、今しがた説明のあったガイドラインは公共空間編とあって、これから豊島区が

区として取り組んでいく事業に対しても、一定のガイドラインを作ろうとしています。諮問7というのは、区側が景観審議会に対して、これをガイドラインとして認めていただきたいことを諮るということです。

- ・本ガイドラインをつくるにあたって、いわゆるコンサルタントに投げってしまうというようなやり方も一つの手ではありますが、今回は非常に丁寧に1年以上の時間をかけて取り組まれていました。策定の過程では、庁内にプロジェクトチームを立ち上げて、都市計画課・道路整備課・公園緑地課・施設整備課・学校施設課の職員の方々に検討をされました。その結果は、本審議会の下部組織であるデザイン検討部会と密にやりとりをしながら、お手元の資料に取りまとめて、本日お諮りしているところです。
- ・本ガイドラインの特徴として、次の2つが挙げられると考えています。1つ目は、庁内の各部署が横断して連携をとって策定してきたことです。従来であれば、道路は道路整備課、公園は公園緑地課というように、いわゆる縦割りで自分たちの領域のデザインだけしか目配りしてこなかったところです。しかしながら、公共施設の所管はそれぞれでも、空間としては一体でございますので、各部署を横断してガイドラインを策定してきました。
- ・2つ目の特徴は、公共空間の定義です。このガイドラインでは、区民に開かれた場所であれば、豊島区が土地等を所有するものに限らず、所有者が誰であっても、公共空間として定義しています。ガイドライン策定の検討当初は、公共空間という語句に代わって公共施設という語句を使用していましたが、区民に開かれた場所である公共空間に対し、所有者の垣根を越えたガイドラインをつくろうという試みを行うことにしました。その結果として、他区や他市では余り見られない、少し豊島区が一步先んじたガイドラインが出来上がろうとしているところです。本日は、審議会の委員の皆様からこれについて、ご意見、ご質問いただきたいと思っております。

(わがい委員)

- ・私は、以前に豊島区の職員をしておりました。資料の事前送付をいただきましたので、努力されてつくっている様子を感じながら、私なりにひと通り読ませていただきました。先ほど説明の中に、豊島区の組織を挙げて、庁内横断的な研修をされたとありましたが、どのくらいの人数の規模で、どのくらいのセッションがかかわっていたのかお伺いいたします。

(都市計画課長)

- ・資料第1号の1ページ目の左のところをご覧ください。ガイドラインの検討のところでございます。基本的には、こちらのプロジェクトチームに属する課の職員を対象に、研修等を行ってきたというところでございます。

(後藤会長)

- ・具体的な人数は何人ぐらいでしょうか。

(都市計画課長)

- ・約30名です。

(わがい委員)

- ・例えば、都市計画課や住宅課の職員をはじめとした専門職の方だけが対象なのでしょうか。それとも、一般の行政職の職員も一緒になって、総合的に検討を進めてきたかについてお答えください。

(都市計画課長)

- ・それぞれのセクションには、専門職も事務職もおりますので、そういう垣根なく事務職も専門職も一緒になって、この研修には参加していただいております。

(わがい委員)

- ・このような計画をつくるときに、横断的にいろんなセクションの職員が関係することは、あまりないように思います。この景観についてのみ、こうした新たな横断的な取り組みをされたと理解してよろしいのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・景観に限らず組織を横断する検討というのは全庁的に始まっており、必ずしも今回のケースが初めてのものではないと考えております。また、都市計画や景観をはじめとして、全庁的な影響のあるものについては、今後も横断的な検討を行っていく必要性を認識しております。
- ・なお、後ほど報告をさせていただきますが、今回の横断的な検討を通じて、アートトイレ・プロジェクトの景観に係る課題も浮き彫りになってきたという利点もありますので、この点からも横断的な取り組みは今後も続けていきたいというように考えております。

(わがい委員)

- ・東京都の都市計画マスタープランをはじめとした諸計画との整合性を、どのようになっているのかについてお聞かせください。

(都市計画課長)

- ・参考資料として机上にお配りしております景観計画の10ページをご覧ください

い。こちらに本区景観計画の位置づけについて記載しております。本ガイドラインをはじめとして、様々なガイドライン等を策定する際には、上位計画や法律等の適合性を整理しながら進めております。

(わがい委員)

- ・上位計画との整合性を意識するあまり、豊島区の独自性が欠けていってしまうことはないでしょうか。例えば、練馬区や北区は本区の隣ではありますが、地形や環境が大きく異なっており、それぞれの区に合った景観を形成してることが重要だと思います。
- ・そのときに、東京都の都市計画マスタープランや住宅マスタープランによって、各地域の特徴に応じた景観まちづくりが阻害されるということはないのでしょうか。広域的な計画や基礎自治体単位の計画など、それぞれの特徴や関係性を教えていただけますでしょうか。

(都市計画課長)

- ・法律や上位計画を順守していくのは言うまでもありませんが、これらも細部について規定しているものではなく、基本的には基礎的自治体に委ねていることがほとんどだと思います。また、豊島区は景観行政団体にもなっており、独自の景観計画の策定を認められている自治体です。そうしたことから、上位計画に適合しながらも、独自の計画ができたというように考えているところでございます。

(わがい委員)

- ・ありがとうございます。概略がわかりました。また、皆さんの審議の中でお話を伺いながら、お伺いすることもあると思いますので、そのときはよろしくお願ひいたします。

(後藤会長)

- ・景観計画10ページの欄外8番「景観行政団体」をご覧ください。以前、豊島区はアメニティ計画、アメニティ審議会というのがあったと思いますが、その頃は景観行政団体ではありませんでした。景観法に基づく景観計画を策定し、景観行政団体になることで、独自の景観形成を行えるようになったとご理解いただければよろしいかと思います。

(小林委員)

- ・現在の豊島区は、公園の利活用を中心としたにぎわいづくりに取り組んでいると思いますが、道路の素材の統一化といったことについては、このガイドライ

ンでは述べられていないのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・参考資料の52ページをご覧ください。ここでは、舗装の基本的な考え方のイメージを示しており、舗装材はこのイメージに沿ったものを使いましょうという形で表現しています。

(小林委員)

- ・高齢者ドライバー等による交通事故が社会問題となっている中、公園の周囲にある道路について、これらが園庭のない保育施設をはじめとする様々な方々に活用いただいている状況を踏まえ、例えば公園の周囲の道路に関して、例えば車のスピードが出にくいような素材の道路にするなどを、本ガイドラインには組み込むことはできないのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・例えば道路交通上の危険性の防止や抑止について、景観の観点からどこまで語るかという話にはなろうかと思えます。もちろん、景観の観点から語れない事項でもないと思えますので、そういう個別的な施策については、今後の検討課題ということにさせていただいて、とりあえずこの形でガイドラインを運用していきながら、必要に応じて追記等を行っていければと考えております。

(小林委員)

- ・ありがとうございます。例えば、公園の周辺の自転車や自動車に対し、走行している場所が公園の周辺であることを景観面からしっかり伝えることで、道路の安全性は向上すると思えます。こうしたものも含め、景観デザインだと考えておりますので、前向きに検討していただければと思えます。豊島区は、公園を中心としたにぎわいの創出に特に力を入れているので、景観面からも歩行者に優しくバリアフリーなまちづくりを検討していければと思えます。

(外山委員)

- ・今までの経緯がよくわからないので、場違いな質問になるかもしれませんが、特に住民が住んでいる場所は、きれいでなきゃいけないと考えております。公共部分の建物や道路は、公共のメンテナンスがされて、それなりのきれいさがあると思えますが、住民が住んでいるような場所との兼ね合いというのは今後、検討されるのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・住宅等の一般的な建物に係るガイドラインはすでに策定しております。今回、



公共空間編としたのは、もともとは行政が所管する公共施設を対象としていたのですが、検討の過程において、公共施設と民間が所有する場所の間である道路の空間の接続部分についても、このガイドラインで表現できないかということ考えておりました。

- ・ 一歩先を行って、さらに民間部分のところまでどれだけ誘導していくかというのは、今後の課題ということになるのかと思っており、ただいまご説明している景観形成ガイドラインの公共空間編には、民間のそれぞれのものまでについて規定しているわけではございません。

(外山委員)

- ・ 最終的にはガイドラインは何点くらいになる想定でしょうか。

(都市計画課長)

- ・ 現時点では、明確にいくつのガイドラインを策定していくかについては決まっておられません。ただ、景観という考え方そのものが比較的新しいものであり、時代の流れもありますので、どんどんアップデートしていくということが必要と考えています。

(外山委員)

- ・ 景観まちづくりというのは、その裏には建築行為の規制を含むように思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(都市計画課長)

- ・ 景観で規制するものについては、条例に規定をしております。今回のガイドラインは、規制というより誘導でございますので、そこは正確に場合分けしております。

(石坂委員)

- ・ 応用編の方針を表す文言の中で、“地域”という言葉がいくつか入っています。例えば、方針10の“地域”については、参考資料の5ページに資料本体と同じ記載があった後、20ページに概要、40ページにより詳細な記載があります。そのうち40ページについては、取組1と取組2があり、取組1に公共空間の活用についての記述があります。ここでの地域というのは、その地域に住む人々という意味合いかと考えました。それに対して、取組2の2行目では、「地域の多様な主体」という語句があり、ここでの“地域”が指すのは、住民よりも広いのではないかと感じました。
- ・ そこで、取組1の“地域”についても、取組2と同様に広い範囲としていただ

くことで、地域の住民の方だけではなく、企業さんや商店街の方を含む様々な方々が愛着を持って公共空間を活用できるようになり、よりいいガイドラインになるのかなと感じました。

(後藤会長)

- ・ “地域”という言葉が指す範囲は、伸び縮み自由自在のところがあります。アジア太平洋“地域”というように、国より大きな範囲も“地域”となりますし、向こう三軒両隣も“地域”となりえます。
- ・ 景観計画の55ページをお開きいただきますと、豊島区の景観計画では、12の地域別の計画を策定していることが分かります。ここでの“地域”という語句の使われ方と、地域にお住いの方々である住民を指して“地域”住民と記述している点が、ちょっと整理ができてないなというように私も感じました。ただ、先ほど説明のありました“地域の景観資源”を指すときは、きっとこの12地域の中に所在する景観資源をイメージして、その特性を尊重しましょうという意味で表現をされているのではと思います。
- ・ “地域住民”の語句の使い方は、今一度、精査された方がよいかもしれませんね。あえて地域住民と言わないで、住民や区民としても良い点もあると思うように思えます。

(石坂委員)

- ・ あと、取組1では、住人や住民が主体となって公共空間を活用しているように読めますが、取組2においては、他の多様な主体と連携して公共空間のマネジメントを行うということで、住民は利用できるのに対して、一定の団体等にとっては希望がかなわない可能性も出てくるのかなと思いました。1と2とで明らかに“地域”の意味合いが違っているので、このままの取り扱いで、今後何かめごととか起こらないのか心配になりましたので、補足させていただきました。

(都市計画課長)

- ・ わかりづらい表現だったのかもしれませんが。申し訳ありません。40ページの取組1については、まさに地域・地域住民を主体としております。一方、実際の公共空間のマネジメントを考える場合には、地域住民プラスそれを助けるようなまちづくり団体をはじめとする第三者と協同する場合もございますので、そういう意味では少し広いようなイメージでは書かせていただいております。ただし、この場合においても、何かを規制するようなことを行うつもりはござ

いません。ある意味マネジメントという面を見たものが取組2でございますので、場所的に活動を規定しているという趣旨ではございません。

(後藤会長)

- ・文言はもう一度ちょっと精査しましょう。

(川野委員)

- ・57ページについてお伺いします。下から3行目の文章に「公共施設の維持管理等を行う代わりに公共空間への屋外広告物の掲出も許可する動きも増えている」旨の記述がありますが、実際にそのような事例があるのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・例えば、H a r e z a 池袋周辺にある中池袋公園等の、本来であれば屋外広告物の掲出等ができないエリアにおいて、エリアマネジメント主体が得た広告収入を清掃活動や地域の賑わい創出につなげていくような取り組みを今、まさに始めているところでございます。

(川野委員)

- ・同じ57ページになりますが、サインの情報やデザインの統一を図ることが書いてあります。サインは、地域や場所によって様々なものがありますが、このあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・こちらは、2020年のオリンピック・パラリンピックもございますので、主に外国人だとか来街者向けに、池袋駅のサインの統一を目指して取り組んでいるところです。池袋駅は、ご承知のとおり、鉄道事業者が複数あって、それぞれが独自のカラーで案内をしております。そこをひとまず統一しようということで、実際に取り組みを始めております。
- ・また、駅から出た瞬間に駅構内と異なるデザインのサインがあっては、来街者等にとってわかりづらいというところもございますので、駅からの連続性を含めたサインの統一も今まさに検討しております。本年度中には一定の方向が出るというふうに考えております。

(外山委員)

- ・私は、きれいなまちづくりという観点から景観を考えて行きたいと考えております。その中で、先ほどごみや清掃の話が多少ありましたが、景観条例の中に自分の家の前は必ずきれいにするという、そういう義務づけのような内容はないのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・今回のガイドラインも含めて、ガイドラインの中でそういう義務づけを行うのは難しい面があります。また、景観のほうでそれをやるというよりは、治安や清掃といった分野での義務づけというのは、あるいは将来的には可能なものかもしれませんが、現時点ではそういった規定がないのが現状でございます。

(外山委員)

- ・環境浄化ということで、毎週木曜日にパトロールやごみ拾いのようなことも行っています。そうした際に思うのは、それぞれの建物の周りはそれぞれのところがきれいにしたら、もっと来街者がいい気分になれるのではないかとことです。そうした取り組みが、まちをきれいにし、そして景観をよくしていくことに繋がりますから、条例にはならないかもしれませんが、ある程度義務づけるような部分があったら、良いと思い発言させていただきました。

(後藤会長)

- ・ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

(後藤会長)

- ・どうもありがとうございました。多少長くなりましたが、特段の反対のご意見はなかったと思います。景観審議会といたしましては、本日提示いただきました景観形成ガイドライン公共空間編の策定について、了承いたしたいと思えます。
- ・いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(は い)

(後藤会長)

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、事務局より、答申の案文を各委員にご配付いたします。

(答 申 案 配 付)

(後藤会長)

- ・ただいまお手元に配付しましたのが答申の案文です。本内容でよろしいでしょうか。

(は い)

(後藤会長)

- ・それでは、これで諮問7の審議を終了します。

諮問 8 豊島区景観形成ガイドライン（建築物編）雑司が谷地域景観形成特別地区  
追録編 の策定について

（事務局）

<資料第1号及び参考資料第1号を説明>

（後藤会長）

- ・この度、雑司が谷地域が景観形成特別地区に指定されたことを踏まえ、従来からあります建築物編のガイドラインに、本景観形成特別地区に係る内容を追録するというところで、本内容を諮問いただいたところです。

（芳賀委員）

- ・色彩のことをお伺いします。きつい色・強い色を全体的に使えないようにする、というのがこの色彩基準の内容かと思います。景観を維持する上で、強烈な色は控えてもらうということだと思えます。しかしながら、雑司が谷地区にあります歴史や伝統を踏まえると、日本古来の色を使えるようにしても良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

（都市計画課長）

- ・参考資料第1号の27ページ以降が色彩基準の関係でございます。ご指摘いただいた、本ガイドラインの特徴は、鬼子母神堂周辺・大門ケヤキ並木道沿道エリアにおいて、「推奨色」というものをお示ししている点です。将来的な建て替えを見据え、鬼子母神のエリアの雰囲気にあった色彩にて、ある程度統一されたような形を目指し、基準より一步踏み込んだ望ましい色彩をご案内しているものです。
- ・また、このエリアの特徴として、屋根の色等は、他の地域と比較して少し暗い色味まで使えるような形にしておりまして、そういう意味では地域の特徴を生かしたような基準となっているところです。

（後藤会長）

- ・もし補足があれば、専門家からのご意見をいただきましょう。

（加藤委員）

- ・色の規制により日本の伝統的な素材が使えないのでは、ということがご質問の

意図だったと思います。参考資料第1号の27ページをご覧ください。暖色系で彩度6以下、寒色系で彩度2以下という基準がありますが、古来の、あるいは一般的な建築材料が持っている色は、ほぼこの範囲の中におさまります。特殊な材料や塗料を使わなければ、基本的な外装色というのは、ほとんどこの範囲に入ることとなり、使えないといったことはまずありません。

- ・一方、例えば、釉薬の特徴があるタイルやレンガといった、特に焼き物に多いこの範囲を外れるような素材色については、審議会で景観に良好な影響を与えることなどを審議した上で認めていくことができます。また、微妙な判断については、個別にデザイン部会等で議論をしていく必要もあろうかと思います。とはいえ、一般の方が通常の範囲で検討していけば、特段懸念することはないというように考えております。

(後藤会長)

- ・ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(後藤会長)

- ・特段、反対の意見はなかったと思われまので、本景観審議会としましては、豊島区景観形成ガイドライン(建築物編)雑司ヶ谷地域景観形成特別地区 追録編の策定について了承したいと考えますが、いかがでしょうか。

(はい)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。よろしければ、事務局より答申の案文を各委員に配付いただければと思います。

(答 申 案 配 付)

(後藤会長)

- ・ただいま、答申の案文を各委員に配付いただきましたが、お目通しただいて、特段修正のご意見がないようでしたら、これを区長に提出するという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

(後藤会長)

- ・これで諮問8の審議は終了といたします。

(事務局)

<資料第1号を説明>

(外山委員)

- ・このアートトイレは、区民にどのような評価を受けていますか。

(「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長)

- ・今22カ所アートトイレの事業をやっておりますが、とりたてて不評は余り聞かれていないというところでは、愛着を持っていただけているのではないかと思います。特にそれぞれの地域に合わせて、地元の小学生や保育園の子供たち、また、その地域で活動するアーティストさんなどと一緒に協力をして、その地域のイメージにあったデザインをというところでデザイン自体を考えております。
- ・そういったところでは、中にはきれいになったトイレになってから、地元の方が積極的に汚くなっていないか見回っていただいたりしていることもあります。そういった、本当にありがたいお声もいただいておりますので、トイレをきっかけにして、公園自体に愛着を持っていただけるような、一つの要素になっているのではないかと考えております。

(小林委員)

- ・最近は大分減ってきているように思いますが、昔のトイレには落書きが多かったと思います。アートトイレになってから、落書きがあったということはあるですか。

(「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長)

- ・公園のトイレの管理自体は、公園緑地課が行っているところです。このアートトイレにしたところについては、1日2回清掃をしておりますが、その中でも落書きの報告事例というのは今のところ上がってきておりません。

(後藤会長)

- ・それも一つの成果というか、評価ですね。
- ・他にご発言も無いようですので、本案件は以上といたします。

報告2 平成30年度景観まちづくりの活動実績について

(事務局)

<資料第1号を説明>

(後藤会長)

- ・景観事前協議の46件というのは、事務局としては想定されていた数字ですか。

(都市計画課長)

- ・雑司が谷の特別地区の指定もありましたので、ある程度の想定範囲に入っていると考えております。

(後藤会長)

- ・他にご発言も無いようですので、本案件は以上といたします。

### 報告3 令和元年度景観まちづくりの活動予定について

(事務局)

<資料第1号を説明>

(小山委員)

- ・工作物の届出規模の見直しについてお伺いします。余りにも小さいものについての届出基準を検討する旨のお話がありましたが、基本的に工作物の届出がいるのは高さ2メートル以上じゃないかと思います。この規模の基準について述べられたのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・届出規模ではなく、色彩基準そのものが、今は面積に関係なくかかっているということですので、そのあたりを整理したいという趣旨でございます。届出規模そのものを変更するという話ではございません。

(小山委員)

- ・そうしますと、工作物というのは、塀の改修等をはじめとして、この地域に入っているものすべてについて、届出を行う必要があるということですか。

(都市計画課長)

- ・工作物も届出基準がありますので、それに該当しなければ届出をそもそもする必要がありませんので、そこは見直ししないということです。



(小山委員)

- ・わかりました。

(後藤会長)

- ・先ほどの色彩に係る部分についてご意見・補足等はございますか。

(加藤委員)

- ・トイレアート・プロジェクトの際もそうでしたが、今の色彩基準の面積規定というのは、東京都の大規模建築物に対する基準—高さ60m以上の建築物について、その外壁の5分の4以上を基本色とし、強調色は5分の1以内とするものがベースとなっています。この基準をそのまま比較的規模の小さな建築物に適用してしまうと、やはり戸建てとか2階建てのものに不具合が生じるということがあります。したがって、ご説明のあったような見直しを行っていくことは、現況に即するという意味で非常に必要なことだと思います。
- ・とある区ですと、すでに決められた規定だからといって、これら不具合を改めようとしないうようなところもあります。そういうところに比べると、やはり柔軟に現況に即して運用していくというのは、区民の利益にもなっていくでしょうし、ぜひ詳細に検討していただきたいと思います

(後藤会長)

- ・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の改定というところは、結局お考えとしては、赤線の範囲と青鎖線の範囲とを併せて、1つの景観形成特別地区にするというものでしょうか。

(都市計画課長)

- ・池袋のこの駅前、東口と西口はやっぱりちょっと状況が違うと思いますので、基本的には、東口と西口を分けて考えていきます。

(後藤会長)

- ・東口と西口は分けて、二つの景観形成特別地区を想定されているということですか。

(都市計画課長)

- ・そのとおりでございます。今年度は、先行している東口、来年度は西口を予定しております。

(西澤委員)

- ・ただいま東口と西口を別にするというお話がありましたが、資料を見ますと、東口については、地域の意見を聞きながら改定を検討していくという書き方に

なっています。住民サイドと事業者・商店サイドの景観に対する考え方は、どうしても異なってきます。商店は利益追求的な面が強いですから、住民から見て景観的に行き過ぎに思われるようなものでも、表現したくなるものです。したがって、そうした考え方を調整していくために、地域の意見を聞く必要があるのだらうと思います。

- ・その一方で、西口のほうについて、このような書きぶりになっていない理由は、どのようなものによるのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・策定にあたって、地域の意見を聞くのは東西とも同様でございます。それに加え、西口については、駅前に大きな開発がありますので、開発の事業者からも意見を聞いていくということで、付加した内容のみを西口の部分に記載したところでした。誤解を生むような表現でした。申しわけございません。

(後藤会長)

- ・他にご発言も無いようですので、本案件は以上といたします。

(都市計画課長)

- ・次回の審議会については、12月を予定しております。その間に部会を何回か開催させていただく予定です。また日程が近づきましたら、ご連絡の上、日程調整をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(足立委員)

- ・意見というほどでもないですが、景観計画や本日お諮りいただいた景観ガイドラインは、よくできていると思います。皆さんが努力されて、ここまでできたということは、本当に良いことだと思います。これを踏まえて景観まちづくりがさらに進めば、非常にまちがきれいにもなるし、よくなるだらうというように思います。
- ・ただ、心配しているのは、大地震がもし来た時には景観はどうなるだらうかということです。その辺のところは、景観計画の中でどこまで考慮しているのでしょうか。

(都市計画課長)

- ・景観計画の中で、どこまで書くかというところはちょっと難しいところがございます。大地震については、他の行政計画の中で対応しておりますので、そちらでフォローしていくということとなります。例えば、その震災が起きた場合

の修復において、景観計画を参照していただくというところで、活用いただくことになるかなというようには考えております。

(後藤会長)

- ・それでは、以上をもって第9回豊島区景観審議会を閉会とします。長時間にわたりました、熱心なご議論をありがとうございました。